

## 事例 9

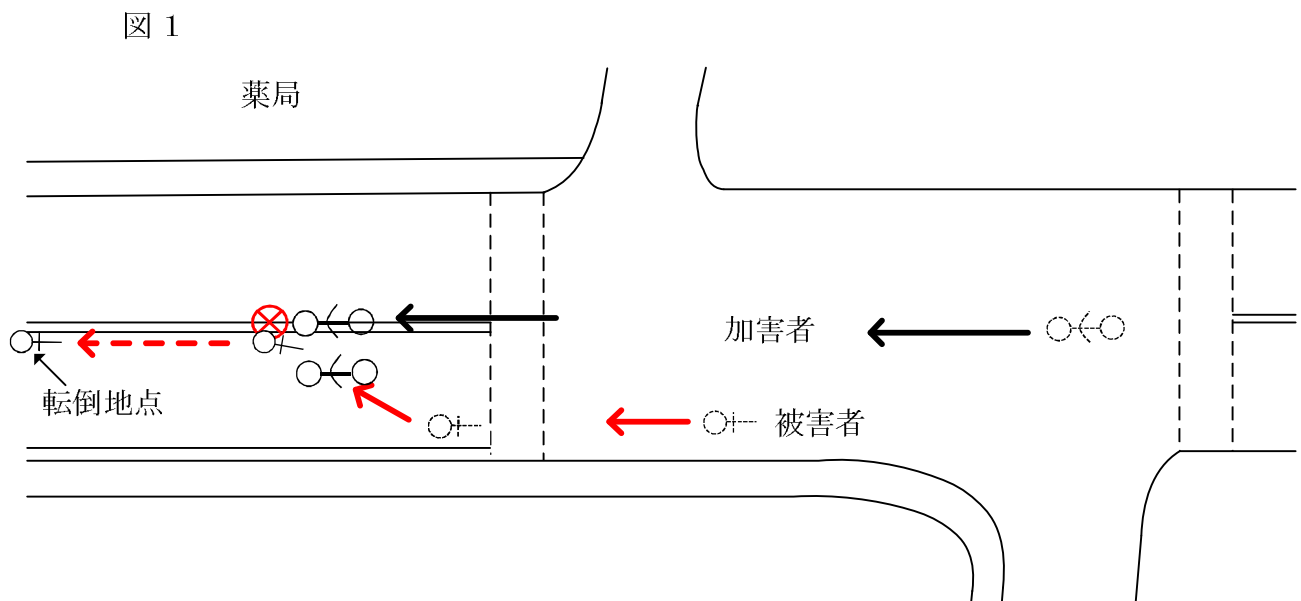
被害者、加害者の主張が以下の通り、真っ向から対立している事案。

被害者は原付を運転、薬局に行くため道路横断中。衝突の前後は記憶しているが、衝突の状況は記憶していない。

## 事故状況図

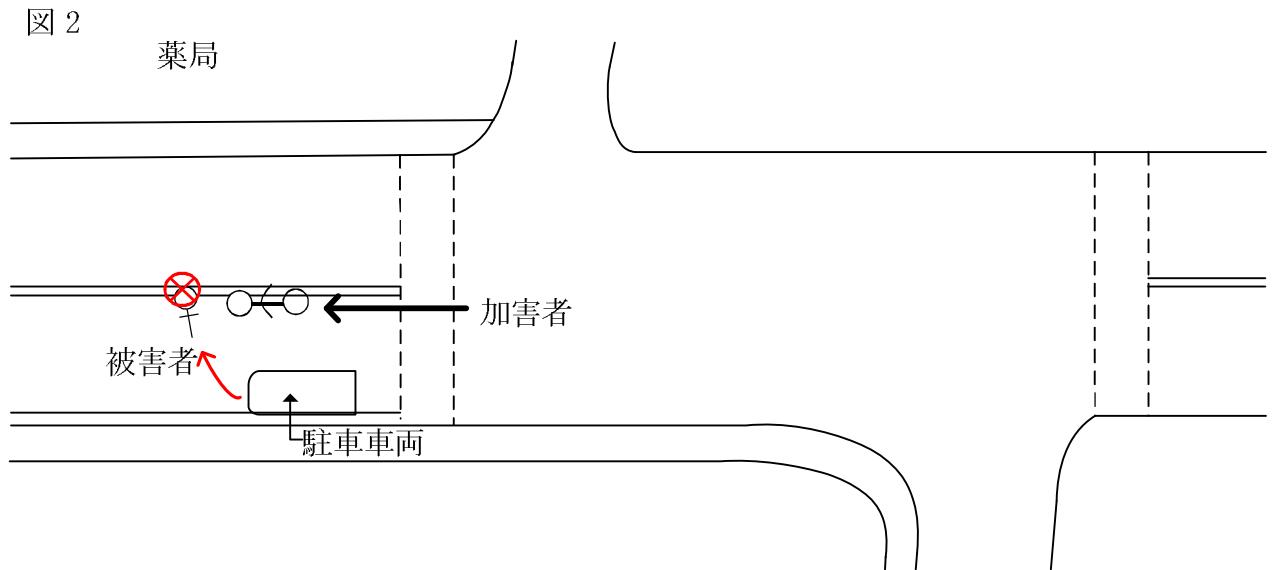
### 被害者の主張(図 1)

対向車線の車両が通過するのを待つために一時停止しているところ、後方から走行してきた加害車両(大型自動二輪車)で接触  
衝突地点、転倒地点については争いなし



## 加害者の主張

駐車車両があり、その陰から飛び出してきたため、加害車両は衝突を避けられなかった(図 2)



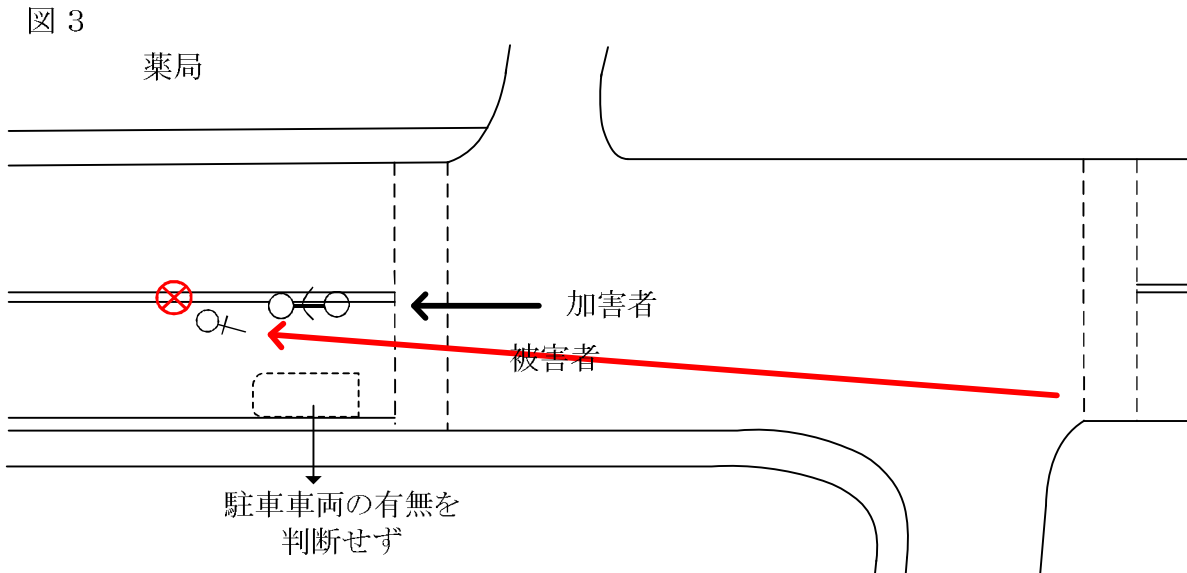
## 経過

被害者が片足切断した事故。刑事事件では加害者は不起訴となり、検察審査会に不服申し立てしたところ、「不起訴不当」となった。しかし、再度不起訴となった。

被害者は加害者の過失を 100%、加害者は自身の過失ゼロを主張。

一審の判決は被害者、加害者共に主張していない以下の事故状況を認定し、過失相殺は 5 対 5 と判断。被害者が控訴し、高裁で被害者側の主張が全面的に認められた(被害者の過失はゼロ)。

一審裁判所が認定した事故状況(図3)



解説

刑事事件で不起訴とはなっていたが事故現場近くを自動車が走行しておりその車両のドライバーが事故の前後の状況を目撃していた。ドライバーは衝突状況を目撃していないが、駐車車両がないことを実況見分調書でも指示説明している。被害者の妹が事故直後、ドライバーから話を聞き、テープに録音しており、それを証拠として提出した。

一見、難しそうであるが、実況見分調書にはこちらに有利な証拠があった。むしろ、不起訴となったことが理解し難い事案である。

ドライバーは自車の速度を指示説明しており、そこから加害車両が相当の速度違反をしていたとうかがわれ、そのことが直接の事故原因と考えられる。

その他、

- ① 対向車線に走行車両があったことは加害者も認めており、被害車両が中央線付近で一時停止する理由があったこと
- ② 被害車両の事故後の転倒位置からして、被害車両は道路横断するため走行中であったとは考えられず、停止中であったと考えられること
- ③ 被害者の下腿の骨折状況からして被害者が右足を地面について自転車を停止させた状況で、後ろから前に力が加えられたと推測できること（レントゲン写真を証拠として提出）
- ④ 双方の車両の損傷は極めて軽微であり、加害者の主張からは説明がつかないこと

などから被害者の主張が認められて当然の事案である。

一審判決は「加害者が不起訴になっている」という点を大きく捕らえ、被害者の主張が様々な状況証拠と整合するということを見逃した内容であった。一審判決は事実認定に初歩的なミスがあったと言える。